

令和 8 年度（2026 年度）

認定こども園・保育園の入園について

【保育を必要とする子ども（2号・3号）用】



《こども園・保育園の利用に関するお問合せ先》

朝来市こどもみらい部 こども園課

〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213 番地 1

電話 079-672-4933 / FAX 079-672-4934

《市内施設一覧表（令和 8 年 4 月 1 日予定）》

※全ての施設が認可施設です。

公私	区分	施設名	定員	住所	電話番号
公立	認定こども園	生野こども園	70	生野町口銀谷 546 番地	079-679-3602
		系井こども園	75	和田山町寺内 565 番地 1	079-675-2644
		大蔵こども園	75	和田山町宮田 196 番地	079-673-2281
		東河こども園	55	和田山町中 380 番地	079-672-3257
		竹田こども園	70	和田山町竹田 592 番地 1	079-674-0014
		中川こども園	65	桑市 99 番地	079-678-0077
		山口こども園	80	羽淵 538 番地	079-677-0140
私立	認定こども園	ひまわりこども園	80	和田山町和田山 372 番地 1	079-672-5184
		枚田みのり保育園	100	和田山町枚田 1622 番地	079-672-5504
		やなせこども園	96	山東町矢名瀬町 772 番地	079-676-2344
		照福こども園	95	山東町溝黒 123 番地 1	079-676-2347
	保育園	あわが保育園	30	山東町早田 222 番地	079-676-3329
めばえのにわ保育園		20	和田山町平野 548 番地	079-670-2236	

※めばえのにわ保育園の対象年齢は 0～2 歳児のみとなります。

令和 8 年度クラス年齢区分について

認定こども園・保育園のクラス区分は、令和 8 年 4 月 1 日現在の年齢で決定されます。

クラス区分	該当となる生年月日
5 歳児	令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日
4 歳児	令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日
3 歳児	令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日
2 歳児	令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日
1 歳児	令和 6 年 4 月 2 日～令和 7 年 4 月 1 日
0 歳児	令和 7 年 4 月 2 日～令和 8 年 4 月 1 日
	令和 8 年 4 月 2 日～令和 9 年 4 月 1 日

職員の配置基準について

認定こども園・保育園などの児童福祉施設において、子どもを受け入れる際、保育士の配置基準が「児童福祉施設最低基準」によって決まっています。各施設の定員に満たない場合でも、職員の確保ができない場合は、園児を受け入れることはできませんので、ご了承ください。各年齢別の保育士配置基準は右図の通りです。

クラス区分	職員配置基準
5 歳児 4 歳児	園児 25 人：職員 1 人
3 歳児	園児 15 人：職員 1 人
2 歳児 1 歳児	園児 6 人：職員 1 人
0 歳児	園児 3 人：職員 1 人

令和 8 年度（2026 年度）入園のご案内 認定こども園・保育園（2・3号認定子ども）の入園者向け

認定について

『子ども・子育て支援新制度』では、こども園・保育園等を利用していただくためには、教育・保育の必要性に応じて認定を受けることが必要です。認定された方へは「支給認定書」を交付します。こども園・保育園の2号・3号の保育利用をご希望の場合、保育の必要性の事由のいずれかに該当し、支給認定を受けていただいた上、申込みをしていただく必要があります。（支給認定申請と保育の利用申し込みは同時です。）

認定区分について

認定区分により、利用可能な施設と時間が異なります。（下表参照）

満3歳の誕生日を迎えると自動的に3号から2号へ認定区分が変更となります。

ただし、クラス年齢は4月1日現在の満年齢となります。

認定区分	対象年齢 4/1時点満年齢	保育の 必要性	対象となる子ども	利用できる 主な施設・事業
1号認定 (教育標準時間)	3～5歳	なし	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	認定こども園(教育) (基本 8:00～14:00)
2号認定 (保育認定)	3～5歳	あり	満3歳以上で保護者の就労や 疾病などにより、保育を必要 とする子ども	保育園 認定こども園(保育)
3号認定 (保育認定)	0～2歳		満3歳未満で保護者の就労や 疾病などにより、 <u>保育を必要</u> とする子ども	保育園 認定こども園(保育)

保育の必要量（保育時間）について

2号・3号認定は、保育を必要とする事由や勤務時間・通勤時間等により保育必要量(時間)を認定します。

区分	利用可能時間	該当する保育の必要事由
保育標準時間	11時間 (基本 7:30～18:30)	週30時間以上かつ月120時間以上の就労、妊娠・出産、疾病・障害、災害復旧、介護・看護、就学、農業
保育短時間	8時間 (基本 8:00～16:00)	月48時間以上120時間以下の就労、求職活動、育児休業中の継続利用

※表中の利用可能時間は公立施設の場合であり、私立施設の開園時間の設定については異なることがありますので、施設へ直接お問い合わせ下さい。

<保育の必要量（時間）の確認について>

- 保育の必要性の確認(現況確認)は毎年行います。証明の未提出、申告内容の相違、保育の必要性がないと判明した場合、勤務先に問い合わせを行い、虚偽であると判明した場合は認定取り消しとなります。
- 父親の就労は保育標準時間の区分・母親の就労が保育短時間の区分に該当の場合、「保育短時間」での認定となります。
- 就労時間が保育短時間の区分であっても、通勤時間等で保育短時間の利用時間内での送迎が困難な場合は保育標準時間で認定も可能となります。（就労証明にて確認します。）
- 妊娠・出産による事由で入園される方は、家庭の状況に応じて保育標準期間・保育短時間を選択いただけます。→（当理由での入園期間は原則、産前8週の属する日の月初日から産後8週の属する日の月末日までの期間とします。）
- 育休復帰により入園される方は、復帰1か月前の月初日より入園は可（保育短時間のみ）とし、復帰日の属する月初日から保育標準時間利用となります。（時間変更の申請が必要です）

保育の必要性（認定事由）について

保育時間認定が認められるのは、保護者がそれぞれ以下のいずれかの事由に該当する方です。

認定事由	事由内容	基本利用可能時間	
		標準時間	短時間
就労	就労時間が、週 30 時間以上かつ月 120 時間以上の就労	○	○
	就労時間が、月 48 時間以上 120 時間以下の就労		○
妊娠・出産	母親が妊娠中あるいは、出産前後である (産前産後 8 週の属する日の月初開始～月末終了とします。)	○	○
疾病・障害等	保護者が、病気やけが・心身に障がいがある	○	○
介護・看護	保護者が親族の介護、看護をしている	○	○
災害復旧	保護者が震災、風水害、その他の災害の復旧中である	○	○
求職活動中	保護者が求職活動中である(約 90 日間の認定)		○
就学中	保護者が就学している(職業訓練校など)	○	○
育児休業	※ 下の子の出産による産前産後の事由から、育休に入り、 育休復帰までの間に上の子を継続利用する場合		○
農業	保護者が農業に従事している	○	○
その他	その他	要相談	要相談

※「○」のついている区分で利用時間を選択いただくことが可能です。

※就労時間 120 時間に達していない場合であっても、通勤時間や、就労開始・終了時刻により、保育標準時間での認定となる場合もあります。

<入園後変更が生じた場合>

- 支給認定証の認定内容に変更が生じた場合、支給認定変更申請書等の提出が必要となります。下表の通り変更内容に合わせて各種書類の提出をお願いします。
- 認定内容に変更があったにもかかわらず、各種書類の提出がない場合は、退園していただく場合もありますのでご注意ください。

変更内容	必要書類	
認定区分(1⇔2号)の変更	(2号→1号)認定申請書	
	(1号→2号)認定申請書	保育を必要とする証明
時間区分(短時間・標準時間)の変更	保育時間変更申請書	保育を必要とする証明(変更者のみ)
認定事由(就労・求職活動等)の変更		保育を必要とする証明(変更者のみ)
就労先の変更		
就労を開始する		
婚姻・離婚等で世帯構成の変更	認定申請書	保育を必要とする証明(変更者のみ)
所得(市町村民税額)が変更した場合		こども園課へ連絡願います。
退園する場合	退園届	

※すべての書類は各施設に用意してあります。

- 認定区分の変更は、新規入園児と同じ扱いとなるため、年度途中で認定区分の変更をされる際、全ての書類を揃えていただく必要があります。
- 保育時間の変更を希望される場合、就労証明等、変更事由の記載された証明を添付願います。
- 各種変更の締め切りは変更希望月の前月 25 日にこども園課必着が原則です。利用中の園に必要書類を提出してください。締切日に間に合わない場合は翌々月からの変更となります。
- 変更があった際は、変更後に支給認定証を発行しますので、変更申請書等を提出する際に、お手元の支給認定証の返却をお願いします。

施設の利用申込みについて

(1) 受付期間

入園希望月	申込期間
① 令和8年4月～	・令和7年11月1日(土)～11月29日(土)
② 令和8年5月以降～	・令和7年11月1日(土)～11月29日(土) ・申込が12月以降になる方は、入園希望月の前月15日までにこども園課へ届くよう、希望する各施設に直接提出してください。(15日が土日祝の場合は、その直前の平日まで)

※①令和8年4月～入園についての選考結果は令和8年1月下旬以降に通知します。

※②令和8年5月以降～入園については前月20日頃に通知します。

申込窓口

申込みに必要な書類を各こども園・保育園・こども園課・朝来市HPより入手いただき、下記の申込窓口へご提出ください。

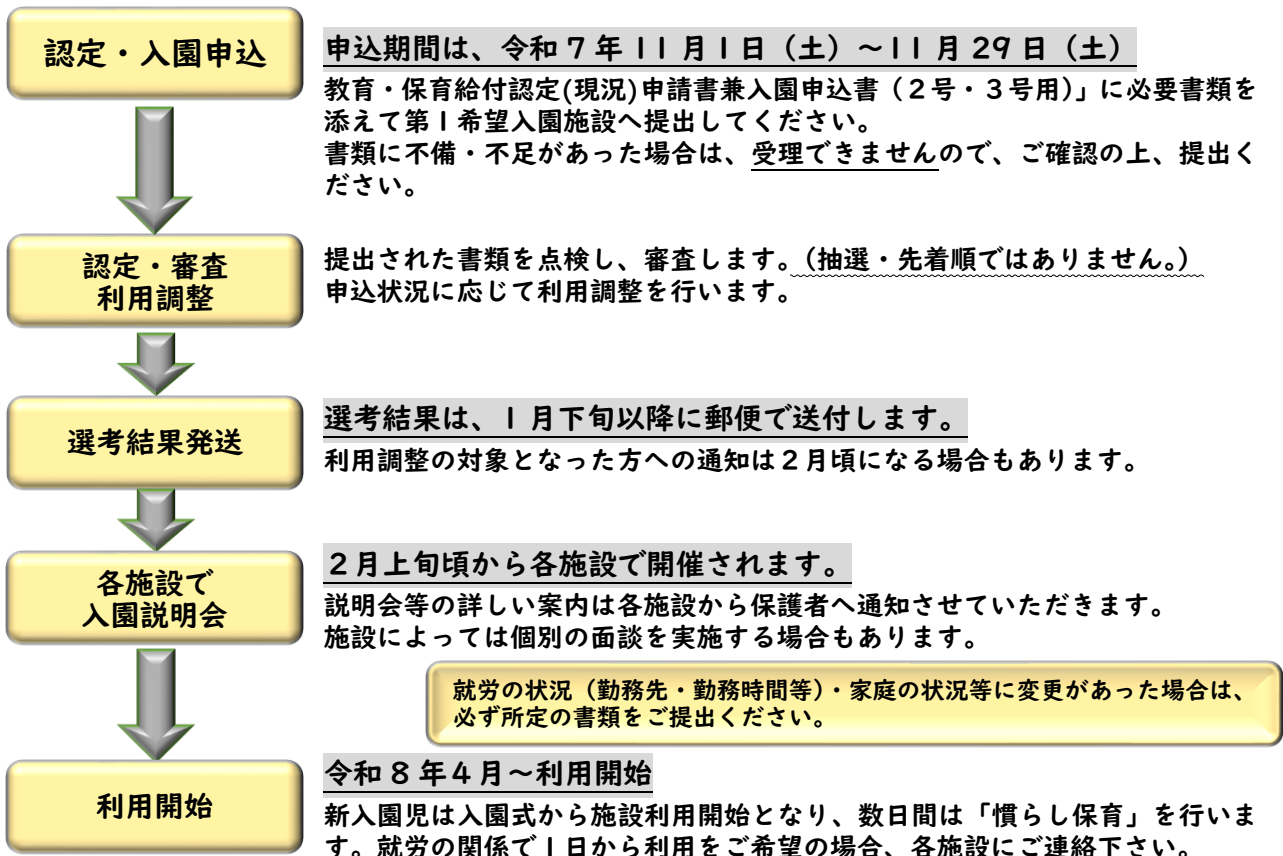
施設所在地	申込窓口
市内のこども園・保育園	入園を希望する各園
市外のこども園・保育園	朝来市こども園課(本庁4階)

- 朝来市外の施設への入園を申込みされる方については、朝来市在住者のため、支給認定・申込は朝来市で受けていただきます。必要書類をこども園課にご提出ください。
- 里帰り出産等により市外の保育施設への入園を希望される場合も、同様の手続きが必要です。(重複して施設に在籍することはできないため、市内の施設をいったん退園していただく必要があります。ただし、再度入園できる保証はありません。)

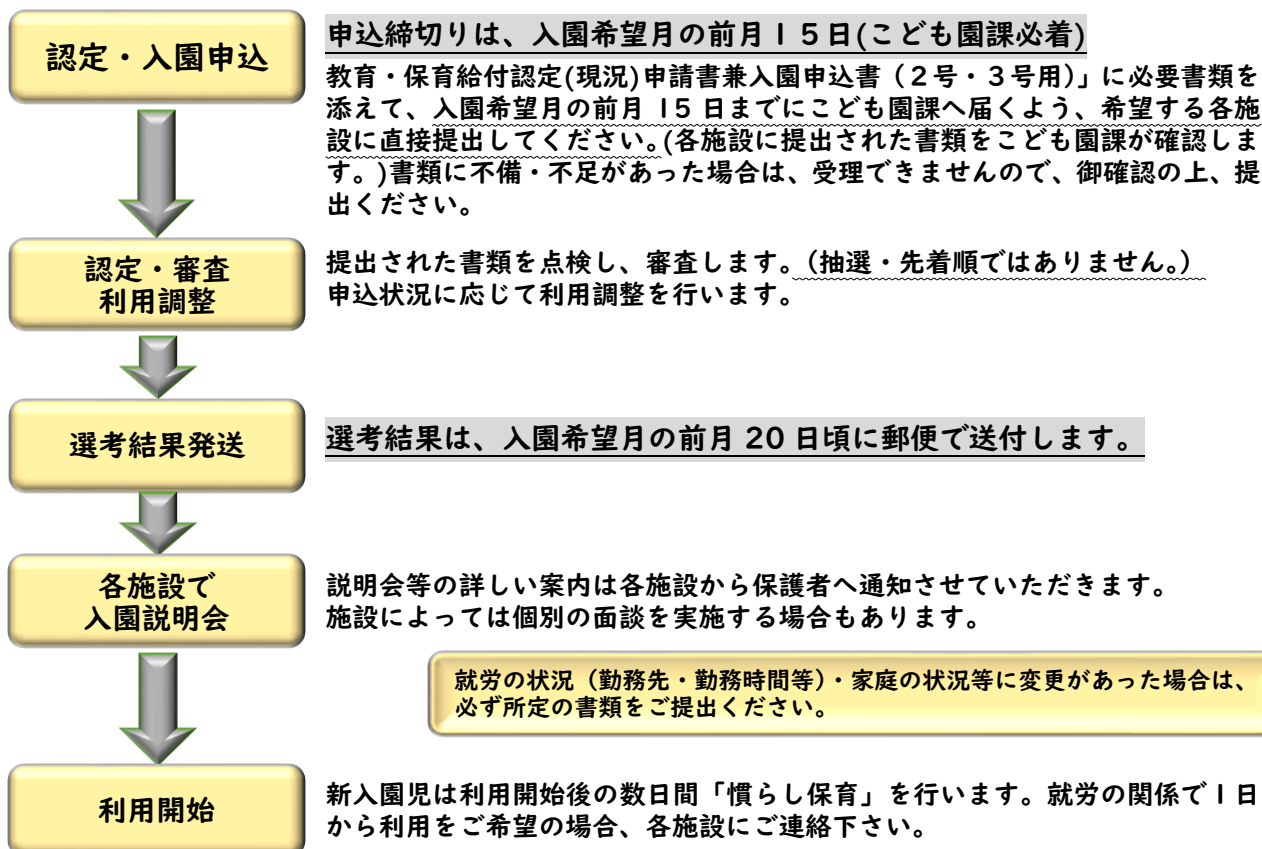
(2) 入園までのスケジュール(予定)

4月入園と、5月以降の入園でスケジュールが異なります。

《令和8年4月入園の場合》



《令和 8 年 5 月以降～入園の場合》



(3) 利用申込みの対象者

利用申込みできる方は、朝来市に住民票のある方で、保護者が保育を必要とする事由に該当し、家庭において保育することができないと認められる場合です。

入園申込みは出生届を提出後、入園希望月が確定した時点でご提出ください。出生前からの申込みはできません。

公立こども園の場合、生後満 6 か月経過後から入園可能となります。ただし、お子さんの発育状況によっては保護者と相談のもと、受け入れを数か月先に延ばしていただく場合もあります。

私立こども園・保育園については各施設により異なるため、直接お問い合わせください。

(4) 入園希望施設・利用調整について

入園を希望される施設を第 1 希望から第 3 希望まで理由とともに必ずご記入ください。入園希望者が施設の定員を上回る場合や職員の配置状況によっては、利用調整により人数の調整を行います。利用調整は、保護者の就労状況や世帯の状況などから、保育の必要性を点数化し、必要性の高い世帯から優先的に施設利用の入園となりますので、提出書類については、記入事項に漏れがないよう明確にご記入願います。第 2・第 3 希望が未記入の場合は、第 1 希望が入れなかった時点で調整は終了となります。

<注意事項>

- 支給認定・入園決定については、抽選・先着順ではありません。申込期間中に提出いただいた申請書をもとに、一人ひとり審査・認定します。特に、4 月入園を希望される方につきましては、審査に時間を要しますので、提出期日厳守で申請書をご提出ください。
- 4 月入園希望の方で、申込期間を過ぎての提出となった場合(特別な理由の場合は除く)、ご希望の施設への入園ができない場合がありますので、ご了承願下さい。
- 既に 5 月以降の育休復帰が確定している方で、途中入園を予定されている方については、(1)の受付期間にご提出願います。(育休復帰日の記載された証明書を必ず提出してください。)

- 年度当初に途中入園を希望し、申込書類を提出されている方で、家庭の都合で入園を取りやめされる場合はできるだけ早めに入園希望先または、こども園課まで連絡をお願いします。
- 各提出期限に遅れた場合は（特別な理由の場合は除く）、翌月からの入園・変更はできかねますので、提出期限を守って書類の提出をお願いします。

(5) 提出書類

A・Bについては、全員提出が必要、C～Fについては、該当者のみ書類を提出してください。（継続利用児は現況届になります。）継続児で転園を希望する場合は転園希望先施設へ書類を提出してください。

提出書類			
A	教育・保育給付認定（現況）申請書兼入園申込書（2・3号認定用）		
B	保育を必要とする証明（父・母及び同居されている満18歳～70歳までの方） 以下①～④の該当する証明を提出してください。		
	証明書	事由	
	①就労証明書	会社勤務、自営業手伝い	
		妊娠・出産（産前産後休暇取得者） ※産前産後休暇期間の記載が必須	母子手帳のコピー （表紙・分娩予定日記載のページ）
		育休休業中 産前産後休暇→育児休業取得 ※育児休業期間の記載が必須	【注意】 ● 提出後に育休期間を変更する場合は再度証明を提出してください。 ● 復職後には復職後の勤務状況が分かる証明を再提出してください。 【派遣・非常勤職員等の場合】 ● 原則、派遣先の勤務（内定・復職）証明が必要です。（入園希望月に復職する旨の証明が必要）
		自営業主	開業届（写）・確定申告書（写） （自営業中心者・事業主と確認できる書類）
		内職	委託契約書・発注書等 （委託・請負していることができる証明）
		農業	確定申告書・発注書等 （販売していることが分かる書類）
	②保育を必要とする申立書	妊娠・出産	母子手帳のコピー （表紙・分娩予定日記載のページ）
		疾病・障害	医師の発行する診断書（原本） （保育が困難である状況の記載のある証明）
介護・看護		被介護・看護者の診断書（原本） （介護者・看護者の従事内容を証明に記載）	
就学（訓練校含む）		在学証明書（原本）・内定通知 （内定通知は入学後、在学証明を再提出）	
③求職活動申立書			
④その他申立書	上記①～③以外の事由（※保育が困難である状況を詳しく書いてください。）		
C	預金口座振替依頼書（公立こども園・私立保育園希望者の新規入園者及び継続利用で認定変更者）		
D	入園児調書（提出依頼のあった園のみ）		
E	令和7年度市民税課税証明書（令和7年1月1日に朝来市に住居登録がなかった場合） ※令和7年度在園児は提出の必要はありません		
F	令和8年度市民税課税証明書（令和8年1月1日に朝来市に住居登録がなかった場合） ※令和8年度分は6月以降にご提出ください。		

※（C）について、私立認定こども園の納付方法は各施設より通知があります。

(6) 朝来市内在住で市外の施設を申込する場合（管外委託・転出予定）

～申込みの流れ～

①事前準備	入園を希望する保育施設のある市区町村の保育施設入所担当課に申込みの締切日・必要書類等をご確認ください。 (※各市区町村により異なる場合があります。)
②申込書提出先	朝来市こども園課
③提出締切り	①で確認した締切日の7日前 (書類を転送する期間が必要となるため、申込締切日に間に合うよう余裕をもってご提出ください。)
③入所選考する市町	委託先市区町村 朝来市こども園課の担当から希望する保育施設のある市区町村の保育施設入所担当課へ委託申込み後、選考が行われます。
④保護者通知	朝来市から保護者通知
その他 (転出予定の場合)	朝来市から転出予定の方は、転出手続きを済ませた後、転出先の入所担当窓口で、改めて入所申込を行ってください。 (申込みがない場合、入所取消となる場合があります)

(7) 朝来市外在住で市内の施設を申込する場合（管外受託・転入予定）

～申込みの流れ～

①事前準備	朝来市へ転入する旨を現住所地の市区町村の担当課へ伝え、必要書類を作成してください。 (※提出書類は各市区町村により異なる場合があります。)
②申込書提出先	住民票のある市区町村の保育施設入所担当課
③提出締切り	書類を転送する期間が必要となるため、朝来市の申込締切日に間に合うよう余裕をもってご提出ください。
③入所選考する市町	朝来市 朝来市こども園課入所担当課で入所選考を行った後、住民票のある市区町村の保育施設入所担当へ選考結果を通知します
④保護者通知	住民票のある市区町村の保育施設入所担当から保護者へ通知
その他 (転入予定の場合)	朝来市へ転入予定の方は、転入手続きを済ませた後、朝来市こども園課窓口で、改めて入所申込を行ってください。 (申込みがない場合、入所取消となる場合があります)

※保育料の算定には市民税課税状況を把握する必要があります。朝来市で入所申込書を提出する際には必ず、父・母両方の「市民税課税証明書」の提出をお願いします。

居住先を証明する書類の有無により、申込方法が異なります。申し込み方法は以下のとおりです。

証明の有無	朝来市内の居住予定を証明する書類がある場合(保護者名義の賃貸・売買契約書等)	朝来市内の居住予定を証明する書類がない場合
申込先	朝来市	現在の住所地
提出書類	朝来市の申込様式にて必要書類を作成し、居住予定地の分かる証明書(写)必ず提出してください。	住民票がある市区町村での申込みと同様の書類を提出してください。
決定の連絡	朝来市より保護者へ通知します	現在のお住いの市区町村より通知します
その他	入園日の前日までに必ず転入手続きを済ませてください。	朝来市への転入後、改めて朝来市で申込をしていただきます。

利用者負担額（保育料）について

保育料はお子さんを保育施設で保育するために要する費用の一部を保護者に負担していただくものであり、朝来市では、公立・私立ともに同額の保育料となっています。毎月の保育料は、世帯の市町村民税所得割額に応じて決定することとなっています。

令和元年10月から満3歳以上児の保育料が無償化となっております。

令和5年4月1日から、同時に入園されている2人目以降のお子さんの保育料が無償となっております。

算定は、年2回（4月は進級による年齢変更・9月は課税年度の変更による算定）行うため、9月以降の保育料が4月の当初の保育料と変更になる場合もあります。

令和7年度	令和8年度		令和9年度
R7.9月～R8.3月分	R8.4月～R8.8月分	R8.9月分～R9.3月分	R9.4月～R9.8月分
令和7年度(前年度)の市町村民税所得割額		令和8年度(当年度)の市町村民税所得割額	

《令和8年度 利用者負担額（保育料基準額表）》（参考）

（月額保育料）

※年齢区分は入園年度4月1日時点が基準です。

階層区分		多子軽減	3歳未満児		3歳以上児
			利用者負担額（保育料）		給食費
			標準時間	短時間	公立園児
第1階層	生活保護世帯	全員	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	第1子	0円	0円	0円
		第2子			
		第3子～			
第3階層	市町村民税所得割非課税世帯 (均等割りのみ課税世帯)	第1子	12,000円	11,500円	
		第2子	0円	0円	
		第3子～	0円	0円	
第4階層	所得割48,600円未満 (世帯年収360万未満相当)	第1子	15,000円	14,500円	
		第2子	0円	0円	
		第3子～	0円	0円	
第5階層	所得割57,700円未満	第1子	23,000円	22,500円	
		第2子	0円	0円	
		第3子～	0円	0円	
第5階層	所得割97,000円未満	第1子	23,000円	22,500円	保護者負担
		第2子	0円	0円	保護者負担
		第3子～	0円	0円	0円
第6～9階層	所得割97,000円以上	第1子	23,000円	22,500円	保護者負担
		第2子	0円	0円	保護者負担
		第3子～	0円	0円	0円

※ひとり親世帯の料金についてはこども園課へお問い合わせください。

《算定方法》

- 園児の父母の市町村民税所得割額を合算して算定します。ただし、父母の収入で生計が独立していない場合（祖父母の扶養になっている、父子・母子のひとり親世帯で祖父母と同居している（世帯分離含む）等またはそれと同等とみなされる時）は、同居家族の課税状況も合算します。
- 年齢区分は年度途中で誕生日を迎えても、その年度中は変更されません。
（例）4月1日に満2歳児で、7月6日に満3歳になる→本年度は2歳児の保育料となります。
- ひとり親世帯であっても、市町村民税所得割が課税世帯は、免除非該当となります。
- 令和7年1月1日現在の時点で朝来市に住居票がない方については、令和7年度市町村民税所得割額が把握できないため、仮算定として第9階層（税額不明者）での算定となります。（単身赴任等で他市に住居地を置かれている方も同様です。）つきましては、令和7年1月1日に住所のあった住所地で「令和7年度市民税課税証明書」を申請いただき、こども園課までご提出ください。（コピー可）提出後、保育料を再度算定し、通知いたします。

→なお、乳児医療等の申請で既にご提出された場合は、こども園課までご連絡ください。

《利用者負担額（保育料）の減額・免除について》

(1) 第2子以降の利用者負担額（保育料）について

子どもを2人以上扶養している場合で、3号認定児の利用者負担額（保育料）は、小学校就学前までの範囲で2子目以降無料となっております（図①）。ただし、所得制限を超えない世帯（年収約360万円未満相当の世帯）については、きょうだいカウントの対象が拡充されています。（図2）

（図①）認定区分により第2子目のカウント方法が異なります。

認定区分	考え方	例			
		○		×	
1号	3歳児～小学校3年までの範囲内の子どもで、最年長の子どもから順に第1子、その下を第2子とカウントする。	小学3年 5歳児 3歳児	第1子 第2子 第3子	小学5年 小学2年 4歳児	× 第1子 第2子
2・3号	小学校就学前の範囲内の子どもで最年長の子どもから順に第1子、その下を第2子とカウントする。	5歳児 3歳児 0歳児	第1子 第2子 第3子	小学3年 5歳児 3歳児	× 第1子 第2子

（図②）「年収約360万未満相当世帯」については、下記の通りのカウントとなります。

認定区分	考え方	例			
		○		○	
年収約360万未満相当世帯	保育料を支払う保護者と生計を一にする入園児のきょうだいがいる場合、きょうだいの年齢に関わらず人数に応じてカウントします。	中学3年 小学5年 5歳児	第1子 第2子 第3子	高校2年 中学3年 3歳児	第1子 第2子 第3子

④ 年収約360万未満相当世帯の要件

ひとり親家庭等		世帯の状況	ひとり親家庭等以外	
77,101円未満の世帯		市町村民税所得割額	77,101円未満の世帯	57,700円未満の世帯
1号認定	2・3号認定	認定区分	1号認定	2・3号認定
1～4階層	1～5階層の一部	階層区分	1～4階層	1～5階層の一部

(2) 寡婦（夫）控除のみなし適用について

婚姻歴のないひとり親家庭にはこれまで税法の定める「寡婦（夫）控除」が適用されませんでした。本市では婚姻歴のないひとり親家庭に対しても申請により、寡婦（夫）控除のみなし適用をして利用者負担額（保育料・給食費）の算出を行い負担の軽減を図ることとします。

また、寡婦（夫）控除のみなし適用を受けても利用者負担額（保育料）が変わらない場合もあります。詳細はこども園課にお問い合わせください。

(3) 利用者負担額（保育料・給食費）の変更・免除の申請について

次のような場合、利用者負担額（保育料・給食費）が変更・減免になる場合がありますので、必ずこども園課へ届け出てください。

- ① 税の修正申告・更正申告をした
- ② 家族構成が変わった（離婚・婚姻等）
- ③ 児童が疾病等の理由により、連続して開所日数の11日以上欠席したなど（診断書の写が必要）

※上記については、すべて保護者からの申請主義となっております。申請がない場合、利用者負担額（保育料）の変更・免除はできませんので、申請される方は速やかに書類を提出してください。

※住民税申告等の税関係手続を行っていない、課税証明書を出していない（該当者のみ）などの場合は税情報が把握できないため、第9階層（税額不明者）での算定となります。

税関係手続の有無等をこども園課からお知らせすることはできませんので、各家庭で適切に手続を行ってください。

※年度途中で保育料（給食費）の額が変更になった場合でも、請求済みの保育料（給食費）の返金は行いません。（疾病等の理由により減免の対象となった場合などを除く）

給食費の負担について

給食費については、在宅で子育てをする場合であっても生じる費用であることから、保護者負担となります。（年収360万円未満相当世帯（※1）、第3子（※2）以降の児童は、副食費が免除されます。）

※1：該当となる世帯の多子軽減のカウントは保育料の算定同様、年齢に上限なく兄弟のカウント

※2：1号認定児は小学校3年生、2・3号認定児は就学前児童から数えて第3子以降の在園児

3歳未満児の給食費は保育料に含まれます。3歳以上児の給食は、下図のとおり負担額が異なります。給食費の金額については、公立施設については全施設一律となりますが、私立施設については各施設で設定するため、負担額が異なります。詳しくは各施設へお問い合わせ下さい。朝来市においては、新たな子育て支援の施策のとして、3～5歳児のこどもの給食費の一部補助を実施しています。補助額は公立・私立ともに同額となります。

施設区分	給食費の金額設定	1号認定児		2号認定児	
		給食費	補助額	給食費	補助額
公立こども園	朝来市	3,900円	3,500円	5,500円	5,000円
私立こども園・保育園	各施設	各施設で設定		各施設で設定	

※上記の表は令和7年11月1日現在の金額であり、額が変更になる可能性があります。

利用者負担額（保育料・給食費）の納入方法について

利用者負担額（保育料）・給食費の納付先は下記の通りとなっております。納付先の指示に従って納付期限までに必ず納付ください。また、管外の施設をご利用の方は各施設からの指示に従って下さい。

施設区分	市内施設	納付先	
		保育料	給食費
公立こども園	生野こども園・系井こども園・大蔵こども園・東河こども園 竹田こども園・中川こども園・山口こども園	朝来市	朝来市
私立保育園	あわが保育園・めばえのにわ保育園	朝来市	各施設 (あわがのみ)
私立こども園	ひまわりこども園・枚田みのり保育園 やなせこども園・照福こども園	各施設	各施設

《納付先が朝来市の場合》

- 利用者負担額（保育料）・給食費の納付は原則口座振替となっております。口座振替可能金融機関は以下の通りです。

・但馬銀行・但馬信用金庫・但陽信用金庫・兵庫県信用組合・ゆうちょ銀行・たじま農業協同組合

- 利用者負担額（保育料）・給食費は、該当月分を翌月5日（5日が休業日の場合は翌営業日）に指定された口座から振替させていただきます。（私立こども園は各施設により異なります。）

（例）5月分保育料 → 6月5日口座振替

- 下記の場合、新たに口座振替依頼書の提出が必要となります。
 - ・公立こども園・私立保育園へ新規で入園（私立こども園から転園）する場合
 - ・公立こども園継続時児で認定区分の変更を希望（1号⇔2号）する場合
 ※未登録の場合は、納付書を送付します。また、振替不能の場合は督促状が届きますので必ず納付願います。

- 口座振替の方については、市又は金融機関から領収書は発行しませんので、通帳記帳により振替結果をご確認ください。

- 勤務先より、利用者負担額（保育料）等の補助を申請する際に必要な「保育料納付証明」については、こども園課で発行しますので、ご連絡ください。（私立こども園は各施設にお問い合わせください。）

- 保育料（給食費）を滞納されますと、納付いただいた方との公平性が失われ、保育現場にも影響が及びます。公平性の確保と保育の維持・向上を図るため、保育料（給食費）が未納の世帯に対して税と同様に自宅・勤務先への電話催告・訪問徴収、滞納処分（預貯金や給与等の差押）等を行う場合があります。
- 何らかの事情で保育料を納付できない場合は、分割納付や児童手当からの充当等のご相談に応じますので、朝来市役所こども園課までご連絡ください。
（私立こども園は納付先が異なるため、直接こども園へご相談願います。）
- 各種補助金等の申請については、保育料等を完納していることが前提となります。

給食について（食物アレルギー対応）

保育施設の給食は、栄養バランスのとれた食事を提供し、成長したときに健康的な食生活ができるよう「給食を食べる」という体験を通して、望ましい食習慣が身に付くことを目的に実施しています。

- 0・1歳児クラスの園児は、食物アレルギー等の確認が取れない未摂取の食材を給食で提供することができません。入園までにできるだけ食べれる食材を増やしていただきますようお願いします。
- 食物アレルギーをお持ちのお子さんへは検査結果や医師からの具体的な指示書に基づき、食物アレルギー対応（除去食等）を行います。しかしながら、アレルギーの症状によっては、施設の人員体制・設備等事情により、対応が困難な場合、お弁当の持参となる場合もありますので、ご了承ください。
- 食物アレルギーの疑いのある場合は、給食提供開始前に医師の受診・IgE抗体検査等を行っていただき、必要に応じて面談を実施する場合があります。食物アレルギー対応指示書は、基本6か月ごとに提出が必要です。また、状況が変わった場合もその都度アレルギー対応指示書等の書類の提出が必要となりますのでご協力願います。

慣らし保育について

はじめて保育施設を利用するお子さんにとって、保護者と離れての集団生活は、家庭とは大きく環境が変わることから大きな負担となります。そのため、園での生活に無理なく慣れることを目的として「慣らし保育」を行なっています。

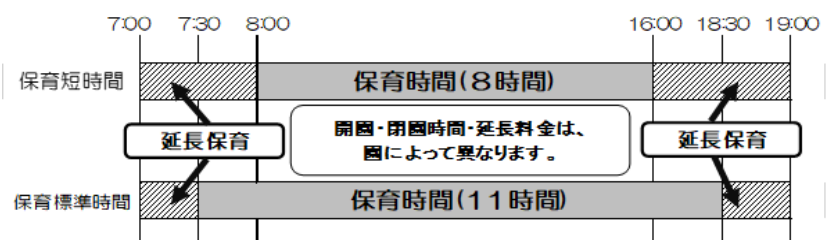
入園直後の園での生活を2～3時間という短時間から始めて、各施設と保護者で相談の上、徐々に保護者の就労などの時間にあわせた保育時間まで延ばします。慣らし保育の期間は、お子さんの年齢や様子によって異なりますが、お子さんにとって大切なものですのでご協力ください。

延長保育について

市内全施設において、施設で定めた保育標準時間・保育短時間内に仕事等の都合により、お子さんのお迎えが間に合わない場合、保育時間を超えて保育を利用する延長保育を実施しております。但し、利用者負担額（保育料）とは別に延長保育料を負担いただきます。

延長保育の利用は各施設にて利用受付をしておりますので、申し込みの上ご利用ください。

《延長保育の利用時間イメージ》



各施設の延長料金については下記の通りとなっています。

【公立こども園】 延長保育料（公立施設の料金は一律です。）公立施設は一律 7 時 30 分開園です。

保育時間	園長保育時間	料金（1 回あたり）
保育短時間	16 時 00 分以降～19 時まで	100 円
保育標準時間	18 時 30 分以降～19 時まで	100 円

【私立こども園・保育園】

開始・終了時間及び、延長保育料は異なります。各施設に直接お問い合わせください。

障害児保育について

【公立こども園】・・・全ての施設で実施しています。入園申込みの際に、必要書類(手帳・診断書の写し)を添付の上、提出ください。

【私立こども園・保育園】・・・各施設へ直接お問い合わせください。

病児保育について

【病児保育】・・・お子様が風邪やおたふく風邪などの感染症、骨折などの外傷の際、やむを得ない事情により家庭で保育できない場合、病児保育施設でお子さんをお預かします。

実施場所	クリニックよしだ 虹色保育室（TEL：079-670-1200）
対象者	朝来市内に住所を有し、利用年度の 4 月 1 日時点において保育園・認定こども園・小学校に通う、満 1 歳から小学校 6 年生までの園児および児童。
利用料	1,500 円/日（半日 750 円）
その他	一日利用の場合はお弁当持参が必要です。 その他の持ち物等は直接お問い合わせください。

その他子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度に関する詳しい内容については、下記のHPをご覧ください。

子ども・子育て支援新制度に関して



○こども家庭庁ホームページ <https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido>